皆川城東小学校　いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、市教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「皆川城東小学校　いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

Ⅰ　組織的な対応に向けて

○　いじめ対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（定期開催）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催）」[1]）を組織し、様々な教育活動を通した未然防止対策ををを行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。また、いじめのない学校に向けての啓発活動を行います。

○　いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに具体的対応力の向上を図ります。

○　スクールカウンセラー（以下 SC）からの専門的な観点を参考に、いじめの全容解明に努めるとともに、未然防止策や対応策を考え対応します。

※[1]）構成メンバー（校長・教頭・教務・児童指導主任・養護教諭・SC・該当担任）

２　いじめの未然防止に向けて

○　児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。

○　児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。

○　教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

○　インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

○　SC の授業参観を通して、専門的な見知から気になる児童についての情報をいただき、児童指導の充実を図ります。

３　いじめの早期発見に向けて

○　いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。

○　児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視したり SC からの助言をいただいたりしながら児童の些細な変化を見逃さないようにします。

○　いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。

○　日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。また、場合によって SC との面談を設定します。

○　日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。また、希望によって SC との面談を設定します。

○　児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。